

回覧

関係者各位

令和7年2月1日

岡谷市長 早出 一真
(担当 建設水道部水道課)
新倉区長 三澤 房樹

下水道管内調査のお知らせ

日頃、下水道事業に対し、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、裏面図記載の**下水道管路に雨水が入る原因調査**を実施することとなりました。
この夏明地域には下水道のポンプ施設が設置されていますが、ゲリラ豪雨が発生するとポンプ施設への流入量が一気に増加しており、終末処理場での処理水量の増加、また処理しきれない水が溢れる事故の原因になっております。
これらの問題を解消するため、皆様の使用した水道水以外が下水道管路に入る原因を調査、対策することを目的として、順次調査を進めます。
実施期間中は大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

記

- 業務名：令和6年度 下水道維持業務（R6-2）
- 業務箇所：岡谷市川岸西二丁目
- 業務内容：下水道管路内に煙を送り、雨水が入る原因を調査します

※マンホールから下水道管と各お宅につながっている管に無害な煙を送り、使用した水道水以外の水が入る場所を調べます。

通常、家の排水設備には臭いや虫の侵入を防ぐ器具が設置されており、煙が上がることはありませんが、万が一機能していない場合は上がってしまう可能性があります。

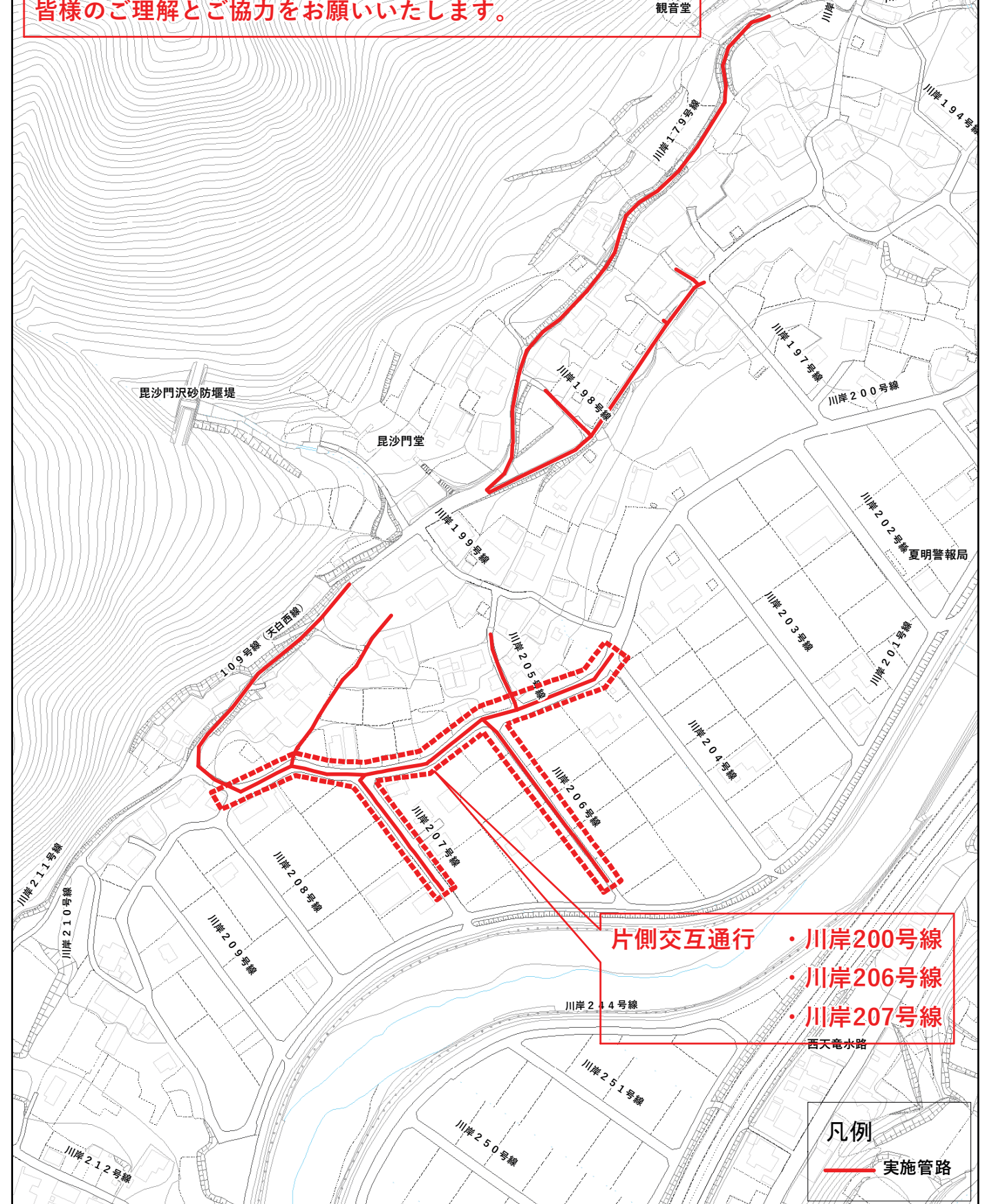
もし煙が上がった場合や不明な点がありましたら下記の水道課下水道担当または受託者までお問合せ下さい。
なお、煙の資料が裏面にありますのでご確認ください。



- 実施期間：令和7年2月17日(月)から令和7年2月19日(水)まで
※進捗状況や天候等により前後することがあります。ご了承下さい。
- 作業時間：午前8時30分から午後5時00分まで
- 委託者：岡谷市建設水道部水道課 監督員 小松 穂積
電話 23-4811（内線1434）
- 受託者：管清工業株式会社 南信営業所 現場代理人 山岡 秀夫
電話 58-1365 携帯電話 070-3859-5632
- 交通規制：片側交互通行及び通行止め
※規制箇所は右図をご確認下さい。
※規制範囲内の方で車など出入りされる場合、通行方法を案内しますので、交通誘導員にお問合せ下さい。
- その他：①ご家庭を訪問して排水設備等の清掃や修繕を実施したり、それに伴う料金を請求することは一切ありません。
②下水道は通常通り使用できます。

位置図

実施中、通行止めになります。
ただし、下記点線範囲の路線のみ片側交互通行になります。
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



片側交互通行 ・川岸200号線
・川岸206号線
・川岸207号線

凡例
— 実施管路

Dainichi

発煙用機器
スモークマシンカタログ

PORTA SMOKE

防災訓練から舞台演出まで
幅広く活躍するスモークマシン



写真はPS-2007

高品質スモークで すぐれた煙霧効果を実現。

セラミックヒータ内蔵の気化器と電子制御技術が、高品質スモークを実現しました。ドライアイスの煙に比べて粒子が細かく、より臨場感のある視覚効果が得られます。これまでにない質感のドライスモークで、壁や床をぬらしてしまう心配もありません。

さまざまなシーンでお役に立ちます。

消防、 防災訓練に！



その他、舞台演出やテーマパークのアトラクション、
気流、風洞、漏洩などの各種試験にもお使いいただけます。

消防、防災訓練に



全国の消防署などでたくさん
使っていただいております。

そのほか、

- ・コンサートや劇場の舞台演出
- ・テーマパークのアトラクション
- ・気流、風洞、漏洩などの
各種試験

にもお使いいただいております。

■ 注意とお願い

体調の悪いかた、何らかの疾患をもっているかた、アレルギー体質のかたは、スモークに近付かないでください。アレルギー症状などを引き起こすおそれがありますのでご注意ください。

ポータースモーク専用液は、 安全性の高い成分を使用しています

- ポータースモーク専用液は、ポータースモーク内にある熱交換器に送り込まれて加熱された後、ノズルから空気中へ排出され、大気中の水蒸気と作用して白い霧を発生させる発煙剤です。
 - 専用液の成分組成は、グリコール類、及び精製水となっています。
 - 専用液に使われているグリコール類は、冷凍食品の保存、蒲鉾等練り食品の乾燥防止、パンの艶出し、あるいは化粧品・医薬品などに広く使用されています。
- どちらも安全性の高い成分と言えます。

— 専用液の成分 —

- ◆ プロピレングリコール（食品添加用グレード）
- ◆ トリプロピレングリコール
- ◆ 1, 3-ブチレングリコール（化粧品グレード）
- ◆ 精製水
- ◆ ごく微量の香料

— 適用法令による区分 —

- | | | |
|-------------|---|-------|
| ◆ 消防法 | : | 非危険物 |
| ◆ 労働安全衛生法 | : | 該当しない |
| ◆ 毒物及び劇物取締法 | : | 該当しない |